

浜松市川づくり計画（案）（概要版）

川づくり計画とは

●川づくり計画とは

「川づくり計画」は、治水や河川利用、自然環境に関する様々な課題に対し、市が比較的大きな一級、二級河川を管理する国や静岡県と連携した整備を行うための計画です。川づくり計画では、河川の将来あるべき姿となる「川づくりの方針」を定めるとともに、当面の河川整備の方向性を示す「川づくりの基本計画」を定めています。

●計画更新の経緯

平成25年7月の計画策定から概ね10年が経過したため、近年の気候変動の影響により激甚化、頻発化する水災害を踏まえ、安全で安心して暮らせる川づくりの実現を目指し、計画を更新しました。

自然環境

●自然豊かな浜松市

浜松市は、北は赤石山脈、東は天竜川、南は遠州灘、西は浜名湖があり、豊かな自然環境に恵まれていることから、天竜奥三河国定公園、浜名湖県立自然公園、奥大井県立自然公園が指定されています。

動植物においては、静岡県のレッドデータブック等に記載されている「貴重種」植物384種、動物403種が存在しています。



コアジサシ



ヤリタナゴ

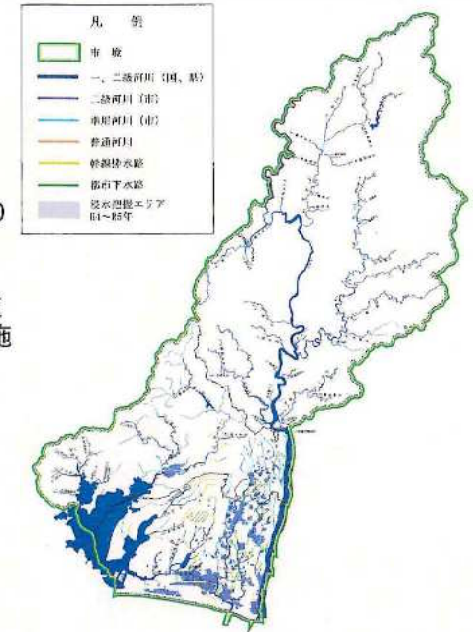
中央区	268.42km ²
浜名区	345.85km ²
天竜区	943.85km ²
計	1558.11km ²

排水施設状況

●浜松市内の河川や排水施設

浜松市が管理する河川は、二級河川が5河川（延長約17km）、準用河川が66河川（延長約175km）、その他に普通河川があります。

河川以外の排水施設としては、都市下水路や農業用排水路に加えて、土木部、上下水道部、産業部が管理するポンプ場や、雨水貯留施設があります。



近年の浸水被害

●激甚化・頻発化する水災害

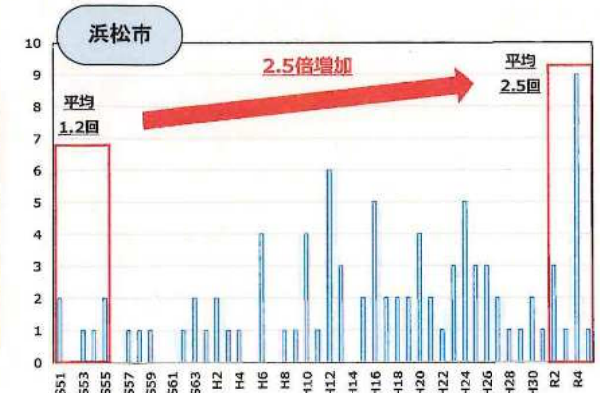
浜松市では、「令和4年9月2日」に時間雨量118.0mmの集中豪雨、「令和4年9月23日台風第15号」では総雨量280.5mm、時間雨量50.5mmの広域的な豪雨が発生し、甚大な被害が発生しました。

また、昭和51年から令和5年における時間雨量50mm以上の発生回数が、約40年前に比べて「約2.5倍」と増加傾向にあり、浸水被害の激甚化・頻発化が懸念されています。

令和4年9月2日豪雨



中央区笠井新田町



浜松市川づくり計画（案）（概要版）

気候変動と流域治水

●気候変動による影響

パリ協定の目標に基づいた分析では、将来降雨量は1.1倍、平均海面水位は0.29～0.59m上昇すると予測されています。そのため、気候変動による影響や社会の変化などを踏まえ、流域の関係者全員が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換することが求められています。

Ⅱ 将来降雨の変化

<将来降雨の予測データの評価>

・気候変動予測に関する技術開発の進展により、地形条件をより的確に表現し、治水計画の立案で対象とする台風・梅雨前線等の気象現象をシミュレーションし、災害をもたらすような極端現象の評価ができる大量データによる気候変動予測計算結果が整備

<将来の降雨量の変化倍率> <暫定値>

・RCP2.6(2℃上昇相当)を想定した、将来の降雨量の変化倍率は全国平均約1.1倍

<地域区分ごとの
変化倍率>

地域区分	RCP2.6 (2℃上昇)	RCP8.5 (4℃上昇)
太平洋側、東海・関東・北陸・近畿	1.1倍	1.4倍
その他12地域	1.1倍	1.2倍
全国平均	1.1倍	1.3倍

※IPCC等において、定量的に予測結果が見られることから、必要に応じて見直す必要がある。
※沖縄や奄美大島などの島しょ部は、モデルの再現性に課題があり、検討から除いている



●流域治水の推進

浜松市では、川づくり計画に基づき治水対策を進めていくとともに都市計画と連携して事前防災対策を推進するなど関連部局と協働して「流域治水」の実現を目指します。



川づくりの方針と基本計画

●川づくりの方針

(治水)

将来的な整備の基本となる計画規模を以下のとおりとします。計画目標としては、これらの計画規模に対する雨を安全に流下することができる整備を行うこととします。

二級河川の計画規模:50年確率規模

準用河川の計画規模:30年確率規模

※計画規模の設定には合流先河川の整備方針と整合させることができる。

(河川利用)

河川空間とまち空間が融合した良好な水辺空間を創出します。

(自然環境)

良好な生物の生息、生育、繁殖環境を保全します。

●川づくりの基本計画

(治水)

当面の河川整備の計画規模を以下のとおりとします。これらの計画規模に対する雨を安全に流下できる整備を進めます。

二級河川の計画規模:10年から30年確率規模

準用河川の計画規模:10年確率規模

※計画規模の設定には合流先河川の整備計画と整合させることができる。

また、川づくりの基本計画を検討するにあたり、計画区域となる市内全域を流域界や地域特性に基づき14ブロックに分割した上で、ブロックごとに概要、課題などをまとめました。

(河川利用)

河川管理者許可の元、民間事業者及び地元住民と連携し、河川空間とまち空間が融合した良好な水辺空間の創出に努めます。

(自然環境)

関係機関と連携し、良好な生物の生息、生育、繁殖環境の保全に努めます。

●川づくり計画の対象期間

新たな浸水被害の発生や社会情勢の変化を反映するため、川づくり計画の計画対象期間は『10年間』とし、計画対象期間に整備に着手する河川は、川づくりの方針および基本計画に基づいて取り組んでいきます。

